

諮問第130号の答申
港湾調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第130号による港湾調査（令和2年1月分調査以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

平成31年4月19日付け国総情政第18号により国土交通大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「港湾調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2)理由等」の「イ 公表の区分・期日の変更」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

ア 調査方法の変更

本申請では、これまでの電子メールにより調査票又は電磁的記録を提出する方法に加え、政府統計共同利用システムによる提出も可能とすることを計画している。

これについては、報告者の利便性の向上に資するものであり、おおむね適当である。

ただし、本調査は、統計調査員が、調査対象港湾に船舶が入港した都度、都道府県等の港湾管理者に提出される行政記録情報等を基に、報告者を特定して調査を依頼するとともに、報告された調査票に行政記録情報等も活用して最終的な調査票を作成するという特性がある。

このため、統計調査員を経由せずに政府統計共同利用システムにより提出された調査票情報については、調査の実施に際して、統計調査員や都道府県と適時・適切に情報を共有する仕組みを整備することが必要である。

また、この特性を踏まえ、報告者、統計調査員及び都道府県のそれぞれの立場における役割を整理し、必要に応じて調査計画の見直しを検討することも必要であることを指摘する。

イ 公表の区分・期日等の変更

本調査は、甲種港湾（約160港湾）における入港船舶数やコンテナ個数等を毎月調査し、その結果を調査月の翌々月末日までに公表する計画となっている。

しかしながら、実際の公表日は、直近5年間でみても、公表期日より約3か月から9か月程度遅れており、公表の遅延が常態化している。

本申請では、公表の早期化を図るため、月報の公表の区分・期日等について、表1のと

おり、①集計対象の港湾や集計表を限定した一次速報及び二次速報を創設し、確報を含め3段階で公表すること、②これまでの印刷物及びインターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）による公表について、印刷物を廃止し、インターネットのみの公表とすることを計画している。

表1 月報に関する公表の区分等の変更に係る申請内容

	公表の区分	集計内容 (集計事項)	集計対象範囲 (調査対象港湾)	公表の 期日	公表の方法
現行 計画	月報	総括表、入港船舶表、海上出入貨物表、車種別自動車航送車両台数表、コンテナ個数	全ての甲種港湾	調査月の翌々月末日	インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）及び印刷物
変更 (案)	月報 (一次速報)	輸出入コンテナ個数表	甲種港湾のうち、主要港湾の5港（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港）	調査月の翌々月末日	インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）
	月報 (二次速報)	入港船舶表、海上出入貨物表、コンテナ個数表	甲種港湾のうち、主要港湾の5港（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港）	一次速報の公表後、速やかに公表	インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）
	月報 (確報)	総括表、入港船舶表、海上出入貨物表、車種別自動車航送車両台数表、コンテナ個数	全ての甲種港湾	二次速報の公表後、速やかに公表	インターネット（国土交通省ホームページ及びe-Stat）

これらについては、一次速報を創設して、集計対象の港湾を全国の輸出入コンテナ数の約4分の3を占める主要港湾に限定し、その動向を早期に公表することにより、全国的な動向の先行指標として本調査結果の利活用の促進や有用性の向上を図るものであるとともに、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）における指摘等にも対応するものであることから、おおむね適当である。

ただし、以下の理由により、公表の区分等の一部については、表2のとおり、変更計画案の修正が必要であることを指摘する。

- ① 一次速報の集計対象の港湾については、本調査結果の利活用ニーズを踏まえ、上記の主要港湾の5港に加え、国際戦略港湾のうち集計対象に含まれていない川崎港を追加すること。
- ② 国土交通省では、平成22年以降、都道府県から調査対象港湾ごとの集計表の提出があり次第、「港別集計値」として、港湾ごとの調査結果を順次公表しており、主要港湾の集計表が出そろってから集計・公表する二次速報よりも、港別集計値を港湾統計の月報の一つに位置付けるとともに、公表の早期化を図ることが本調査結果の利活用ニーズに即していると考えられること。
- ③ 二次速報の創設については、港別集計値の集計作業との業務輻輳による公表遅延が懸念されるため、見送ることが適当と考えられること。

表2 調査計画の修正

項目	変更(案)	統計委員会修正案
8 集計事項	(別添3) 港湾調査結果表一覧 2. 月報 2-1. <u>月報(一次速報)</u> 輸出入コンテナ個数表(東京港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港のみ)	(別添3) 港湾調査結果表一覧 2. 月報 2-1. 速報 輸出入コンテナ個数表(東京港、川崎港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港のみ)
	2-2. <u>月報(二次速報)</u> 入港船舶表、海上出入貨物表及びコンテナ個数表(東京港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港のみ)	2-2. <u>港別集計値</u> 入港船舶表、海上出入貨物表、車種別自動車航送車両台数表及びコンテナ個数表
	2-3. <u>月報(確報)</u> (略)	2-3. 確報 (略)
9 調査結果の公表の方法及び期日 (1) 公表の方法	「 <u>港湾統計月報(一次速報、二次速報及び確報)</u> 」及び「 <u>港湾統計年報(泊地係船岸及び本船荷役報告書を含む。)</u> 」 <u>としてとりまとめ、インターネット(国土交通省ホームページ及びe-Stat)(「港湾統計年報(泊地係船岸及び本船荷役報告書)」を除く。)</u> 及び印刷物(「 <u>港湾統計年報(泊地係船岸及び本船荷役報告書を含む。)</u> 」のみ。)により公表する。	<u>港湾統計月報(速報、港別集計値及び確報)については、インターネット(国土交通省ホームページ及びe-Stat)により公表する。</u> また、 <u>港湾統計年報については、インターネット(国土交通省ホームページ及びe-Stat)及び印刷物により公表</u> ^(注) する。 (注) 港湾統計年報のうち、泊地係船岸及び本船荷役報告書は、印刷物のみにより公表する。
(2) 公表の期日	① 港湾統計月報 a. <u>一次速報</u> ：調査月終了後2ヶ月以内に公表 b. <u>二次速報</u> ：一次速報公表後速やかに公表 c. 確報： <u>二次速報公表後速やかに公表</u>	① 港湾統計月報 a. 速報：調査月終了後2ヶ月以内に公表 b. <u>港別集計値</u> ：調査月終了後、都道府県から報告のあった港ごとに順次公表 c. 確報：都道府県から全ての港湾分の報告があった後、速やかに公表

(注) 下線は、調査計画の修正が必要な部分を表す。

また、本調査の特性を踏まえ、本調査の実施状況や利活用ニーズを把握・精査した上で、調査プロセスを含め、業務全般の改善余地を検討し、必要に応じて調査計画を見直すなど、公表の早期化に向けた不断の取組が必要であることを指摘する。

特に、港別集計値は、確報の集計過程で港ごとに集計されたデータで作成されるものであることから、その早期化に努めることが確報の公表の早期化のためにも重要である。

加えて、今回の変更による公表状況を踏まえ、速報の集計対象の港湾の拡大についても検討することが必要であることを指摘する。

ウ 集計事項の追加

本申請では、集計事項について、既存の調査事項から得られる情報を活用して、①年報の一部の集計事項に「貨物形態別」の集計を追加するとともに、②年報の参考表として「航路別」の集計を追加する計画である。

これらについては、第Ⅲ期基本計画の策定に向けた統計委員会審議時の指摘等を踏まえ、報告者に新たな負担を課すことなく集計の充実を図るものであることから、おおむね適当である。

ただし、今後とも、速報における集計項目の更なる追加の余地や、月報と年報における集計事項の整理等、利活用ニーズの変化を踏まえた集計内容の充実を検討することが必要であることを指摘する。

エ 調査対象港湾の変更

本申請では、調査対象港湾について、港湾調査対象港湾基準（平成17年国土交通省交通調査統計課策定）に基づき、近年の入港船舶隻数、取扱貨物量等を踏まえ、表3のとおり、変更を計画している。

表3 調査対象港湾の変更内容

調査対象	現行計画	変更（案）
甲種港湾	161港湾	166港湾
乙種港湾	533港湾	512港湾

これについては、諮問第19号の答申（平成21年8月24日付け府統委第64号）における「今後の課題」において、我が国港湾の利用実態を適切に捉える観点から5年程度の周期で定期的に調査対象港湾の見直しを行うことが求められていることを踏まえたものであり、港湾の適切な実態の把握に資することから、適当と考える。

2 第Ⅲ期基本計画の指摘への対応状況について

本調査については、第Ⅲ期基本計画において、次のとおり検討課題が掲げられている。

港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。

また、NACCS^(注)データのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても検討に着手する。

(注) 輸出入・港湾関連情報処理システム (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)

これらについては、前記1(2)の「ア 調査方法の変更」、「イ 公表の区分・期日等の変更」及び「ウ 集計事項の追加」において確認したとおり、国土交通省の対応はおおむね適当である。

3 継続的な取組・検討が必要と確認された事項

(1) 基幹統計としての指定要件の充足状況

法第2条第4項第3号においては、国勢統計及び国民経済計算以外の統計を基幹統計に指定する際の要件として、次のとおり規定している。

第二条
4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
一～二 (略)
三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

今回、本調査から作成されている港湾統計について、行政上の利活用に加え、民間での利活用実態や、港湾に関する国際比較等への活用状況を確認したところ、上記要件に該当しているものと考えられる。

ただし、基幹統計としての有用性の向上を図る観点からは、本調査結果の更なる公表の早期化に向け、不断の努力を行うことが必要であることを付言する。

(2) 調査票情報の保存管理・二次的利用等の状況

本調査は、調査計画のうち、調査票情報の保存期間及び保存責任者について、表4のとおり規定しており、国土交通省においては、集計表を収録した電磁的記録を永年保存することとしているものの、調査票の内容を記録した電磁的記録（以下「調査票情報等」という。）の保存に関する記載は特に設けられていない。

表4 調査計画における調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	2年	都道府県知事
集計表を収録した電磁的記録	永年	国土交通大臣

今回、国土交通省における調査票情報等の保管の可能性について確認したところ、都道府県における保存状況等の実態把握や、都道府県から調査票情報等を国土交通省へ送付する方法の確認が必要であるといった課題がみられた。

このため、国土交通省は、調査票情報の二次的利用の促進、調査プロセスの透明性の確保等の観点から、調査票情報を同省において一元的に管理・保存する体制の整備に向け、早急に実態を把握した上で、検討に着手することが必要である。

4 今後の課題

(1) 調査方法の再整理

本調査の特性を踏まえ、報告者、統計調査員及び都道府県のそれぞれの立場における役割を整理し、必要に応じて調査計画の見直しを検討すること。

(2) 公表の区分・期日等、集計事項に関する不断の見直し

本調査の公表の区分・期日等については、本調査の特性を踏まえ、調査プロセスを含め、業務全般の改善余地を検討し、必要に応じて調査計画を見直すこと。この見直しに当たっては、都道府県における調査事務の実態や利活用ニーズを十分に把握した上で、速報性が求められるデータについては早期に公表し、それ以外のデータは年報での公表に一本化するなど、公表体系の更なる見直しも検討すること。

また、今後、速報における集計項目の更なる追加の余地や集計対象の港湾の拡大等、利活用ニーズの変化を踏まえた集計内容の充実を検討すること。

(3) 調査票情報等の保存管理の仕組みの整備

都道府県における調査票情報等の保存管理の実態を把握した上で、可能な限り早期に、国土交通省における調査票情報等の永年保存の仕組みを整備すること。